

令和 年 月 日

岐阜市立長森西小学校 様

学校において予防すべき感染症への罹患報告書

このことについて、下記のとおり学校において予防すべき感染症に罹患しましたので、報告します。

記

児 童 名	年 組 番 児童名
保 護 者 名	
病 名	
医 療 機 関 名	
医師に診断された日	令和 年 月 日 ()
医師から指示された 出席停止期間 (学校を欠席した期間)	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

※注意事項

- ・登校については、医師の指示に従ってください。
- ・早退した日は、出席停止期間にいれないでください。

学校において予防すべき感染症

罹患報告書に記入するときの参考にしてください。

	病名	出席停止期間	
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風しん	発しんが消失するまで	
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで	
	結核	病状により学校医、その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで	
	髄膜炎菌髄膜炎		
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	
第3種	腸管出血性大腸菌感染症	病状により学校医、その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで	
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	コレラ		
	細菌性赤痢		
	腸チフス		
	パラチフス		
	〔下記は条件によって出席停止の措置が必要と考えられるもの〕		
	溶連菌感染症	抗生剤治療開始後24時間を経て全身症状がよくなるまで	
	手足口病	発熱、口内疹などの急性症状が消退して、全身状態の安定するまで	
伝染性紅斑(リンゴ病)	発疹のみで全身状態がよければ登校可能		
その他の感染症※	症状が改善し、全身状態がよくなるまで		

※「その他の感染症」とは感染性胃腸炎、流行性嘔吐下痢症、マイコプラズマ感染症、ウイルス肝炎

インフルエンザ出席停止期間早見表

出席停止期間「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」

		発症日	発症後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目	登校可能		
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目	登校可能		
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能		
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能	
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能

※これ以降は、解熱した日によって出席停止期間が延長されていきます。